

鼎談

未上場株式のセカンダリー・マーケットに関する金商法改正と株式の相続税時価評価

～租税法と金商法の“交差点” 金商法改正で総則6項の適用は増えるか～

北海道大学大学院法学研究科教授・元国税審判官 佐藤修二

弁護士（法律事務所 Y Cube 代表）・早稲田大学法務教育研究センター講師 川添文彬

弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）・元金融庁企画市場局市場課 課長補佐 津江紘輝

金融商品取引法（以下「金商法」という。）というと「自分のカバー範囲外」と考える税務専門家は少なくない。しかし、2024年5月15日に成立した改正金商法による非上場株式のセカンダリー・マーケットの規制緩和は、相続税法上の非上場株式の時価評価や、総則6項の適用のあり方に影響を及ぼす可能性がある。一般的に非上場企業の株式の売買実例価格等と財産評価基本通達上の評価額は大きく乖離することがあるが、今後、非上場株式を現金化し易くするセカンダリー・マーケットが普及すれば売買実例が増加し、この乖離がクローズアップされることも予想される。

本鼎談では、『租税と法の接点』という著書もある北海道大学大学院法学研究科の佐藤修二教授をリード役として、非上場株式の取引実務に精通し、総則6項の適用に関する税務調査事案を担当した経験を有する法律事務所 Y Cube の川添文彬弁護士、金融庁の企画市場局市場課に任期付公務員として勤務し、未上場株式のセカンダリー・マーケットの促進に関する金商法の改正に携った経験を持つアンダーソン・毛利・友常法律事務所の津江紘輝弁護士に、改正金商法による非上場株式のセカンダリー・マーケットの規制緩和の内容、同規制緩和後に想定される非上場株式の相続税法上の評価への影響、売買実例価格と相続税評価額の乖離を根拠とする総則6項適用に関する法的分析などについて語っていただくとともに、税務調査及び訴訟における実務対応指針も検討していただいた。

※なお、今回の鼎談は、2024年7月31日時点までの公開情報に基づくものである。また、今回の鼎談の参加者らの見解が、すべて私見であり、同参加者らの現在及び過去の所属組織の見解を構成しないこと、個別企業に対する一切の法的助言を構成しないこと、及び、国税当局や裁判所が今回の鼎談の参加者らと同じ見解を有するとは限らないことに留意されたい。